

第6節 健康づくり・栄養改善

1 企業の「健康経営」総合推進事業

本県の健康づくり対策では「いしかわ健康フロンティア戦略2018」に基づき、生涯にわたり元気で自立して暮らせる期間である「健康寿命」の延伸を図るため、特に生活習慣病の発症が増加する30～50歳代への働きかけが課題となっている。そこで、企業等と連携し、働き盛り世代の生活習慣病対策を推進することを目的に、従業員や県民の健康づくりに積極的に取り組む企業を表彰する「健康づくり優良企業の表彰」を県要綱に基づき、令和5年度も実施する予定であったが、令和6年1月に発生し

た能登半島地震のため中止となった。

また、健康づくりに取り組もうとしている企業を募集し、健康管理部門・福利厚生部門・給食部門等と連携し、企業の取り組みを支援した。

企業における健康づくりの普及啓発を目的として、健康づくり優良企業の取り組み事例及び企業への支援内容等を事例集としてまとめ、配布した。

(根拠法令：健康増進法 第3条)

表1 健康づくり優良企業表彰を受けた企業

令和5年度

企業名	市町	主な取り組み
		令和6年能登半島地震の影響により中止

表2 健康づくりに取り組む企業への支援

令和5年度

企業名等	内容
枚方梱包株式会社 加賀工場	いしかわ健康経営宣言企業について
クラスター株式会社	禁煙について

2 喫煙防止教育推進事業

タバコによる健康被害を防ぐためには、喫煙しない次世代づくり、喫煙者への禁煙支援、受動喫煙を受けない環境整備が重要である。

(根拠法令：健康増進法 第3条、第25条)

受動喫煙（改正健康増進法）に関する相談（令和5年度）

	個別	集団	合計
指導件数（件）	9	11	20
指導延人数（人）	11	2,363	2,374

喫煙可能室設置施設届出件数 135件
(令和6年3月31日現在)

3 地区組織の育成

食生活改善推進協議会は、推進員が地域の住民に共通する食生活の問題を解決するために、組織的に活動する食生活改善地区組織である。

地区組織の育成として、組織運営のための技術援

助や推進員の研修機会の提供を行っている。

なお、今年度は石川県が東海・北陸・近畿ブロック研修会担当となり、七尾市を会場として実施した。

(根拠法令：健康増進法 第3条)

日時・会場	内容	参加者
令和5年5月17日（水） 13:00～15:00 南加賀保健福祉センター	令和5年度南加賀食生活改善推進協議会総会及び研修会 (1) 総会 (2) 研修会 講義：「フレイル予防に取り組む！ ～わかって、実践、健康長寿～」 講師：石川県南加賀保健福祉センター 所長 沼田 直子	46名
令和5年9月19日（火） 14:00～15:30 南加賀保健福祉センター	令和5年度南加賀食生活改善推進協議会リーダー研修会 (1) 講義：「カラダを守る腸内フローラ」 株式会社ヤクルト北陸 石川本社 広報課長 青木 峰子氏 (2) グループワーク ①各市町協議会における課題とその解決策 ②各市町協議会の事業についての情報交換	37名
令和5年4月～令和6年3月 10:00～12:00 南加賀保健福祉センター	南加賀食生活改善推進協議会役員会 全7回	役員

4 食育推進体制整備事業

いしかわ食育推進計画の3つの目的に基づき、食育に携わる関係者が連携し、身近な地域での食育を推進するために中止していた地域版食育推進計画等を再開するための支援を行った。

(根拠法令：食育基本法 第17条)

- ①地域版食育推進計画： 3団体
- ②子ども食育応援団： 0団体
- ③いしかわ食育手伝い隊： 5団体
- ④食育コーディネーター： 2名

5 「健康づくり応援の店」の認定・指導

今日、県民の食生活の多様化に伴い外食への依存が高まっている。生活習慣病の予防や健康づくりには、外食を含めた適切な食生活が重要である。

そこで、健康づくりのためのさまざまなサービスやヘルシーメニューの提供を行う飲食店と連携し、

「健康づくり応援の店」に認定した。それにより、健康づくりを食生活から支援するとともに、適切な健康情報を提供するための環境整備を図ることを目的とし、「健康づくり応援の店」の認定と認定店の確認・指導を行った。(関係法令：健康増進法 第3条)

表1 「健康づくり応援の店」認定・指導状況

令和4年度

区 分	小松市	加賀市	能美市	合 計
認定店舗数（4年度に指導を行った店舗数）	4	3	2	9

6 国民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査は戦後の緊急食糧援助を各国から受けるための基礎資料を得ることを目的として開始された国民栄養調査を引き継いで実施されている。昭和23年からは全国規模の調査として、毎年実施されている。昭和27年には栄養改善法が制定され、栄養改善法に基づく国民栄養調査として法律に規定されている。平成15年には健康増進法の施行に伴って栄養改善法が廃止され、国民栄養調査も国民健康・栄

養調査に引き継がれている。

国民健康・栄養調査は調査開始当初の栄養素の欠乏を念頭に置いた調査から高度経済成長や食生活の変化を受けて、エネルギーの過剰摂取や偏った食生活を大きな問題として捉えた調査が行われるようになってきている。(令和5年国民健康・栄養調査については、管内での調査対象該当地区はなし)

7 管内栄養業務担当者連絡会

市町職員等に対し、地域の実情に即して、情報提供や情報交換の場としての連絡会を開催するこ

とにより、市町の保健サービス従事者の資質向上及び地域保健活動の充実強化を図る。

内容		令和5年度
日時・会場	内 容	対 象 者
令和5年5月16日（火） 13:30～14:30 南加賀保健福祉センター （オンライン開催）	1. 報告 ①県及び管内の子どもの肥満及びやせの者の割合について ②R4 県民健康・栄養調査結果について 2. 各市町における栄養関連業務情報交換	管内市町栄養業務担当者（保健衛生分野）、 当センター 14名
令和5年8月8日（火） 10:00～11:30 南加賀保健福祉センター	1. 報告 ①県及び管内の子どもの肥満及びやせの者の割合について ②R4 県民健康・栄養調査結果について ③珠洲市の震災における支援活動について 2. 各市町における栄養関連業務情報交換	管内市町栄養業務担当者（学校給食分野）、 当センター 7名
令和5年9月21日（木） 13:30～15:00 南加賀保健福祉センター	1. 報告 ①県及び管内の子どもの肥満及びやせの者の割合について ②R4 県民健康・栄養調査結果について ③珠洲市の震災における支援活動について 2. 各市町における栄養関連業務情報交換	管内市町栄養業務担当者（児童福祉施設給食分野）、 当センター 6名

8 特定給食施設等指導

(1) 特定給食施設担当者研修会

管内の特定給食施設等に携わる栄養士及び調理業務従事者等を対象に行った。食にかかわる最新

情報等を修得することにより、栄養管理の向上を図ることを目的として研修会を開催した。

表1 特定給食施設担当者研修会

令和5年度

日時・会場	内 容	参 加 者
令和5年12月11日(月) 15:00~16:30 南加賀保健福祉センター (オンライン研修)	令和5年度南加賀特定給食施設等調理従事者研修会 ①講義「おいしく健康に！生活習慣病予防のための調理技術」 講師 石川県調理師専門学校 管理栄養士 上田 広美 氏 ②講義「給食施設における衛生管理」 講師 南加賀保健福祉センター 食品保健課 職員	特定給食施設等に従事する 調理師・調理従事者等 90名

(2) 巡回指導

管内の特定給食施設等に対し、給食の質を高めることを目的として、栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の

調理方法の改善等について必要な支援及び指導を行った。

(根拠法令：健康増進法 第18条 第24条)

表2 特定給食施設等巡回指導実施状況

令和5年度

施設の規模 施設の種類の		特定給食施設				その他の給食施設				施設合計数
		1回300食又は1日750食以上		1回100食又は1日250食以上						
		栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
学 校	施設数	23 (30.7)	1 (1.3)	13 (17.3)	26 (34.7)	5 (6.7)	7 (9.3)	75 (100.0)		
	巡回指導数	7 (28.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	10 (40.0)	3 (12.0)	1 (4.0)	25 (33.3)		
病 院	施設数	4 (23.5)	0 (0.0)	6 (35.3)	0 (0.0)	7 (41.2)	0 (0.0)	17 (100.0)		
	巡回指導数	4 (23.5)	0 (0.0)	6 (35.3)	0 (0.0)	7 (41.2)	0 (0.0)	17 (100.0)		
介護老人保健施設	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (61.5)	0 (0.0)	5 (38.5)	0 (0.0)	13 (100.0)		
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	0 (0.0)	8 (61.5)		
介護医療院	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	3 (100.0)		
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
老人福祉施設	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (55.6)	0 (0.0)	11 (40.7)	1 (3.7)	27 (100.0)		
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (25.9)		
児童福祉施設	施設数	1 (1.2)	0 (0.0)	36 (44.4)	14 (17.3)	15 (18.5)	15 (18.5)	81 (100.0)		
	巡回指導数	1 (3.6)	0 (0.0)	12 (42.9)	6 (21.4)	6 (21.4)	3 (10.7)	28 (34.6)		
社会福祉施設	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.8)	0 (0.0)	10 (58.8)	5 (29.4)	17 (100.0)		
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 (23.5)		
事業所	施設数	9 (30.0)	0 (0.0)	9 (30.0)	2 (6.7)	3 (10.0)	7 (23.3)	30 (100.0)		
	巡回指導数	3 (18.8)	0 (0.0)	6 (37.5)	1 (6.3)	3 (18.8)	3 (18.8)	16 (53.3)		
寄宿舎	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)		
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (50.0)		
自衛隊	施設数	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)		
	巡回指導数	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)		
その他	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (76.0)	6 (24.0)	25 (100.0)		
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (63.6)	4 (36.4)	11 (44.0)		
計	施設数	38 (13.1)	1 (0.3)	92 (31.6)	42 (14.4)	77 (26.5)	41 (14.1)	291 (100.0)		
	巡回指導数	16 (13.6)	1 (0.8)	39 (33.1)	17 (14.4)	32 (27.1)	13 (11.0)	118 (40.5)		

()内は割合 (%)